家庭でのタブレット端末使用のきまり(オンライン編)

岩手町教育委員会

岩手町では児童・生徒一人に付き一台のタブレット端末を貸与しております。貸与した タブレット端末を通して、機器操作の上達だけでなく、決められたルールを守ることや情 報モラルに対しての意識を高め、情報活用能力を身に付けた人に成長してほしいと期待し ています。

貸与に当たり、「タブレット端末活用のきまり(オフライン編)」を定めました。この ルールをしっかり守り、タブレット端末を「安心・安全・快適」に利用してください。

- ※ お家の人と一緒にルールを確認しましょう。
- ※ 以下にあるルールを読んだら、□にチェックを入れましょう。

1 端末を使う目的

□ タブレット端末を使う目的は、e ライブラリアドバンス、MEXCBT を活用することです。 また、そのほか、学校が指示する内容で活用します。学習活動に関わること以外に使って はいけません。 (ゲーム等の使用は禁止)

2 貸与する物品について

- □ 以下の物品を貸与します。学習に役立ててください。
- · Windows 端末
- 充電用 AC アダプタ

3 端末を使うときに注意すること

- □ インターネットに接続したり、アプリを使用したりしないでください。履歴が残ります。 □ 家庭でタブレット端末を使える時間帯は、お家の人と相談して決めてください。 □ 食べ物を食べながら、飲み物を飲みながらタブレット端末を使用しないでください。 □ タブレット端末を使わないときは、必ず電源を切ってください。 □ 紛失、盗難、落下、水もれ(雨や飲み物がかかる、水没する等)に十分に気を付けましょう。 □ 持ったまま走ったり、地面に置いたりしないでください。 □ タブレット端末を使う前には、手をしっかりと洗い、よくふいてから使ってください。 □ 湿気の多いところや、日光が強く当たる場所、ストーブの近くなどには置かないでくだ
- さい。
 □ タブレット端末にシャープペンシルやボールペン等でふれたり、落書きしたり、磁石をつけるなどは絶対にやめてください。
- □ この他に学校や家庭で定めたルールを守りましょう。

※ タブレット端末を破損・紛失したときは、修理費用等を家庭で負担していただくことがあります。

4 保管の仕方
□ 家で保管する際は、家の方と話し合い、決められた場所で保管しましょう。
5 健康のために
□ タブレット端末を使うときは、正しい姿勢を保ち、画面に顔を近付けすぎないよう気
を付けてください。
□ 明るい部屋で使い、暗い部屋では使わないでください。
□ 30 分に一度は遠くを見るなど、休憩をしながら活用してください。
6 情報モラルについて
□ インターネットは正しく使えば学習を広めることができますが、有害なサイトなど危険
もたくさんあります。もしも有害サイトに入ってしまった時は、タブレット端末を閉じ、
家の人や学校の先生に知らせてください。
□ 自分や他人の情報(名前、住所、電話番号、メールアドレス、写真、動画など)をイン
ターネット上に絶対にアップしないでください。
□ 先生の指示のない情報やファイルはダウンロードしないでください。
□ 画像を録画したり、スクリーンショットをとったりしないでください。
□ メールや SNS は絶対に使用しないようにしてください。
□ タブレット端末を他人に貸したり、使わせたりしないでください。
□ カメラで人を撮影したり、人の家や持ち物などを撮影したりしないでください。
□タブレット端末には、今入っている以外のアプリケーションをインストールしたり、今
あるアプリケーションを削除したりしないでください。
※ 故意に設定を変更するなどして、端末に不具合が生じた場合には、元に戻すための
作業にかかる費用を家庭で負担していただくことがあります。

7 不具合や故障等

□ タブレット端末本体を再起動しても元にもどらないときや、故障、紛失したときは、担任の先生に連絡してください。

8 その他

□ タブレット端末を正しく利用できるように、「家庭でのタブレット端末使用のきまり (オンライン編)」を家の見やすい位置に貼ってください。また、自分で決めたルールや 家の人と決めたルールを守るようにしてください。